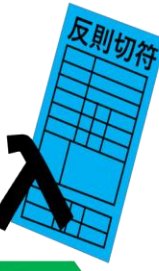


令和8年4月1日から自転車の交通違反に青切符を導入



自転車等に対する交通反則通告制度（※青切符）の適用

対象となる違反行為は **113種類**

反則通告制度の対象は **16歳以上**

通行車両や歩行者に危険を生じさせる行為、交通事故につながるような悪質・危険な違反行為は取締りの対象になります。

対象となる違反行為の一例

信号無視



通行禁止違反



遮断踏切立入り



携帯電話の使用等



一時不停止



車道の右側通行等

※ 比較的軽微な交通違反で青切符の交付を受けた違反者が反則金を納付することで刑事罰を科されない制度

令和8年4月
柳津だより



岐阜羽島警察署

058-387-0110

柳津駐在所

058-387-3940

令和8年春の全国交通安全運動

運動期間

令和8年4月6日(月)から
令和8年4月15日(水)まで



4月10日(金)は
交通事故死ゼロを目指す日

運動の重点

- ① 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- ② 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- ③ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール理解・遵守の徹底

4月から
自転車に青切符適用



9月から
生活道路の法定速度
30km/hに引き下げ



自転車ポータルサイト
交通安全



県警HP
生活道路の法定速度
30km/hに引き下げ

自転車ポータルサイト：<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/portal/index.html>
岐阜県警察HP：<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/438250.html>

岐阜県警察・岐阜羽島警察署では、インターネット上でも防犯情報をはじめとしたさまざまな情報発信をおこなっていますので、ぜひご利用ください。



岐阜県警察防犯アプリ

検索



岐阜羽島警察署

検索